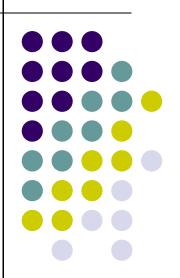
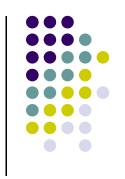
# 中古住宅取得費用と リフォーム費用に関する 住宅ローンの現状

株式会社生活設計塾クルー 取締役 ファイナンシャルプランナー 深田晶恵



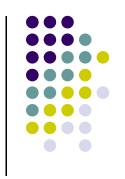




1. 中古住宅・リフォームに関する銀行等へのアンケート結果

2. アンケートとヒアリングからの現状分析





中古住宅向け住宅ローンと、リフォーム済み物件向け住宅ローンに関して、以下の金融機関にアンケートを実施。回答時期は、2012年4月5~9日

#### 【銀行8行+住宅金融支援機構】

- 三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央労働金庫、
- 三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、ソニー銀行、住宅金融支援機構
  - ●アンケートの内容は次ページより

#### Q1 中古住宅の担保評価について

1-1 売買金額が3000万円の中古物件に対して、最大何%まで住宅ローン(金利優遇のあるローン)の対象となりますか?(借りる人の条件など、他の条件は満たしているものとして)

ア)100% イ)80% ウ)それ以外

1-2 中古物件の担保評価は、新耐震基準以降に建てられたかどうかで、評価額に違いがでるのでしょうか。

ア)違いはない イ)違いはある (違いがある場合、旧耐震基準の建物の評価はどの程度低くなりますか?)

#### Q2 中古住宅取得時に買い主がリフォームする場合について

- 2-1 「物件価格1000万円+リフォーム費用1000万円」のケースでは、住宅ローン(金利優遇のあるローン)の対象となるのはいくらですか?(借りる人の条件など、他の条件は満たしているものとして)
- ア)物件価格1000万円のみが住宅ローンの対象 イ)リフォーム費用1000万円を加えた2000万円が住宅ローンの対象 ウ)その他
- 2-2 質問2-1の回答が(ア)または(ウ)の場合、今後リフォーム費用を含めて住宅ローンの対象する予定はありますか?
- ア) 今のところない イ) 検討中、または検討したい

Q3 中古住宅の流通促進になるような商品やサービスがあれば、教えてく ださい。

Q4 中古住宅の売買に関して、銀行サイドから不動産業界に要望がありましたら、お知らせください。プレゼンに盛り込みたいと思います。

## アンケート結果



#### Q1 中古住宅の担保評価について

1-1 売買金額が3000万円の中古物件に対して、最大何%まで住宅ローン(金利優遇のあるローン)の対象となりますか?(借りる人の条件など、他の条件は満たしているものとして) ア)100% イ)80% ウ)それ以外

ア)100%・・・8行

ウ)90%・・・(1行)

基準を満たす と100%

- ●ア)です。ただし、当該売買金額が周辺の取引事例等に比較して、異常な価格帯での取引でないことが前提。なお、売買の他に諸費用・リフォーム費用に関するお借り入れも売買金額の最大20%まで、別ローンで追加の借り入れも可能。
- 別ローンは、金利優遇はあるものの、店頭表示金利そのものが住宅ローン比高めで設定。
- 原則、100%。但し、リフォーム資金セット型の利用の場合、最大130%(リフォーム部分は最大500万円迄。)
- ●ただし、中古購入案件の取り扱いはマンションに限る。戸建て案件は対象外

1-2 中古物件の担保評価は、新耐震基準以降に建てられたかどうかで、評価額に違いがでるのでしょうか。

ア)違いはない イ)違いはある (違いがある場合、旧耐震基準の建物の評価はどの程度低くなりますか?)

ア)違いはない・・・9行

●フリーアンサーは、なし

#### Q2 中古住宅取得時に買い主がリフォームする場合について

- 2-1 「物件価格1000万円+リフォーム費用1000万円」のケースでは、住宅ローン(金利優遇のあるローン)の対象となるのはいくらですか?(借りる人の条件など、他の条件は満たしているものとして)
- ア)物件価格1000万円のみが住宅ローンの対象
- イ)リフォーム費用1000万円を加えた2000万円が住宅ローンの対象
- ウ)その他

#### ア)1000万円・・・1行

イ)2000万円・・・(6行)

ウ)その他・・・(2行)

- ●(イ)の回答:購入物件に2000万円の担保価値がある場合。なければ、物件価格1000万円 +リフォーム500万円の最大1500万円となる。
- ●(イ)の回答:ただし、担保評価額の100%までが上限となる
- ●(ウ)の回答:いずれにも該当せず。住宅ローンとしては、ア)のみが対象となりますが、前述の通り、別ローン(金利優遇はあり、ただし住宅ローン比金利は高め)でのリフォーム部分も10%前後(諸費用もある場合は最大20%ながら、審査により上下する)まで借り入れ可能。
- ●(ウ)の回答:リフォーム費用にかかる担保評価額は、保証会社所定の担保評価方法により、 その担保評価額と物件価格の範囲内

2-2 質問2-1の回答が(ア)の場合、今後リフォーム費用を含めて住宅ローンの対象する予定はありますか?

ア) 今のところない イ) 検討中、または検討したい

#### イ)検討したい・・・(3行中3行)

●ただ、一言でリフォームといっても、その規模感や内容、趣味性のレベル感がまちまちであるため、二次流通時の価値上昇がかけたリフォーム金額と等しくなっていないのが現状と認識している。

このため、ことリフォーム部分の価値算定に当たっては、リフォーム金額そのものを評価 に加えるまでには至らず、同地区・同条件の物件が取引される価格帯の上限に近い金額 までを評価に算入するよう検討中。 Q3 中古住宅の流通促進になるような商品やサービスがあれば、教えてください。

- ●りそな住宅ローン(リフォーム資金セット型)…中古物件購入に併せてリフォームを同時に行う場合、工事請負金額または見積もり金額の500万円迄は1つの住宅ローンにて借入が可能。ご融資金額は、購入物件価格の最大130%。
- ●(いずれも当行にある商品ではないですが、提案ベースで回答します)
- ・リバースモーゲージ:廃屋防止(流通市場にのせる)
- ・アシューマブルローン:賃貸顧客層の取り込み
- ・残価設定型(=最低買取価格保証)住宅ローン:賃貸顧客層の取り込み
- ●当社においては、新築住宅、中古住宅、リフォーム等、資金使途が違う場合でも、 同一の商品にて対応しており、金利引下げ制度も利用可能となっている

# Q4 中古住宅の売買に関して、銀行サイドから不動産業界に要望がありましたら、お知らせください。プレゼンに盛り込みたいと思います。

- ●レインズ照会の銀行宛開放を認めていただけると、中古住宅価格の透明性が高まり、これによって融資審査の正確性が増すことで、結果的に利用者層の拡大につながると思われます。
- ●リフォームと建築基準法の整理(国土交通省への要望): 現時点の建築基準法に照らせば違法となっている既存(既存適格かどうかは不明)の物件を丸ごとリフォームすることは、建築基準法上問題ないのか。
- ●リフォームと割賦販売法の整理(経済産業省・国土交通省への要望)
- ●中古価格の透明性確保(価格算定基準の明確化)
- ●リフォーム履歴の保管と価格決定への反映
- ●不正業者への罰則制度厳格化(例えば宅建免許の停止、個人単位での罰則記録等)あるいは、優良業者の認定制度:不適正案件の防止(国土交通省)

## アンケートと個別ヒアリングの印象



双方の意見が、やや食 い違っている印象があ \_\_\_\_\_\_る

## 不動産業界

「中古住宅は ローンが借りにくい」

「旧耐震基準の住宅だと、 借りたい金額を借りられない」



## 銀行業界

「中古でも新築同様、 担保価値に対して100% 貸している」

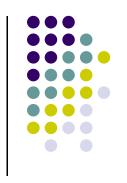
「価格に透明性がほしい」





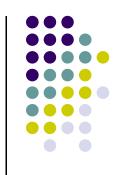
- 購入者の収入が低いと、融資割合が減る場合も
- 売買価格と銀行(保証会社)の担保評価のかい離
- かなりの築年数の一戸建て(建物の評価はほぼゼロ)

# 中古物件専門の不動産会社へヒアリングしてみると



- この数年の間に「借りやすくなった」実感がある
- 「銀行が中古物件のローンに前向きになってきている」ように思えるし、「保証会社の審査を通すために、支店担当者と一緒に"審査を通すためのプラン"を練るようにしている」ことも要因ではないだろうか
- 銀行の担当者によっても、審査結果は異なる





- 新築物件と中古物件でコンサルティングの内容に相違はない(そもそも、新築物件に貸し過ぎなのが問題)
- 物件によらず、一定の頭金を用意すべきだし、借りすぎは禁物
- 中古物件価格、リフォーム費用は、透明性が求められる。 特にリフォーム費用の妥当性が担保できると、銀行は貸 しやすい
- 中古物件売買、リフォーム費用の基準を作ったあとは、 金融機関と情報共有を積極的にしていくといいのでは。